

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）申請要否早見表

対象児童

平成 15 年 4 月 2 日から令和 4 年 2 月 28 日までに出生した児童（一定の障害児の場合、平成 13 年 4 月 2 日から令和 4 年 2 月 28 日）
 ※令和 3 年 3 月 31 日時点で 18 歳未満の児童（一定の障害児の場合、同日時点で 20 歳未満）

支給対象者

本給付金の支給対象者は下記所得要件を満たし、下記養育要件のいずれかに該当した方

所得要件

養育要件

ア 所得要件
① 地方税法の規定による令和 3 年度分の住民税均等割が非課税の方、もしくは町条例により当該住民税均等割が免除された方
② 上記①以外の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年 1 月以降の家計が急変し、上記①相当の収入と認められた方

イ 養育要件	令和 3 年度住民税均等割区分	申請の要否
a.R3.4月分の児童手当受給者（公務員以外）	非課税	不要
b.R3.4月分の児童手当受給者（公務員）	非課税	必要
c.R3.5月分～R4.3月分までのいずれかの月の分で、児童手当の新規認定及び額改定を受けた方（公務員以外）	非課税	不要
d.R3.5月分～R4.3月分までのいずれかの月の分で、児童手当の新規認定及び額改定を受けた方（公務員）	非課税	必要
e.R3.4月分の特別児童扶養手当受給者	非課税	不要
f.R3.5月分～R4.3月分までのいずれかの月の分で、特別児童扶養手当の新規認定及び額改定を受けた方	非課税	不要
g.高校生の年齢のお子さんのみを養育されている方	非課税	必要
h.R3.4月以降に対象児童を養育することとなり、国内に住所を有する方	非課税	必要
i. 対象児童を養育する方で所得要件②の方	課税	必要

留意事項

- ・ R3.4 月以降に転入された方で、R3,3,31 時点において対象児童を養育している方は、R3,3,31 時点の住所地から支給されません。
- ・ 養育要件 a と e の両方に該当する方は、原則児童手当の受給口座に振込となります。
- ・ 養育要件 c と d、及び f に該当する方は、児童手当及び特別児童扶養手当の各認定を受けた住所地から支給されます。
- ・ 養育要件の申請要に該当する方は、申請時の住民地で申請してください。ただし同じ対象児童分において、他市町村と併給することはできません。